

## 高齢者補聴器購入費補助などの聴こえの支援事業を開始しました

6 月 1 日  
受付開始

加齢による聴力の低下は、社会参加の機会の減少や認知症の要因となることがあります。  
聴こえの支援を行い、住み慣れた地域でその人らしい日常生活が続けられるよう支援します。

### 補助額

購入費用の 2 分の 1 （上限額 **5 万円**）

補聴器購入費補助事業のほか、  
普及・啓発事業と相談事業を行います。

### 対象機器

管理医療機器として指定された補聴器本体とその付属品（電池、イヤモールド）

### 対象要件

- ① 市内に住所があり申請する年度に 65 歳以上になる方
  - ② 前年の本人の合計所得が 210 万円未満の方
  - ③ 障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でない方
  - ④ 耳鼻咽喉科医師から本事業の所定の基準を満たす証明を受けた方
- ※原則、両耳が 40 デシベル以上 70 デシベル未満（中等度難聴）

